# 堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、堺市個人情報保護条例（平成１４年条例第３８号）第４９条の２第２項の規定に基づき、同条第１項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）がその保有する個人情報（公の施設の管理に関するものに限る。以下同じ。）の保護を図るため、指定管理者に対し行う指導等について必要な事項を定める。

（保護施策の実施等）

第２条　市長は、指定管理者が個人情報の保護について適切な措置を講ずるよう、指定管理者に対する意識啓発その他必要な施策を実施するものとする。

（準則の制定等）

第３条　市長は、個人情報の保護を補完するため、個人情報の保護に関する準則を定めるものとする。

２　市長は、指定管理者に対し、個人情報の保護に関する規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項について指導を行うものとする。

（個人情報取扱事務の届出及び公開）

第４条　指定管理者は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を行うときは、別記様式により市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

２　前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

(1) 指定管理者の職員又は職員であった者に関する事務

(2) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

(3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

(4) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

３　指定管理者は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

４　市長は、第１項の規定による届出を受けたときは、これを市政情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

（異議の申出に対する措置）

第５条　市長は、指定管理者が個人情報の開示、訂正、削除又は中止の申出に対する決定について異議の申出を受けたときは、その取扱いについて市と協議するよう指導するものとする。

２　市長は、前項の規定による協議に当たり、速やかに堺市個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

（個人情報保護規程の公表）

第６条　市長は、指定管理者が定めた個人情報の保護に関する規程を、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

（実施状況の報告）

第７条　市長は、毎年度１回、個人情報の保護に関する制度の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に係る指導について必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

資料５-７

別記様式

# 堺市指定管理者個人情報取扱事務届出書

年　　月　　日

堺　市　長　様

堺市指定管理者の個人情報の保護に関する要綱第４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

（届出者）

| | |
|---|---|
| 指定管理に係る公の施設の名称 | |
| 指定管理者の名称 | |

<table>
<tr><td>開始年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>変更年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>1　事務の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>2　事務の所管部署</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>3　事務の目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>4　対象者の範囲</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">5　記録項目</td><td>基本的事項</td><td>家庭生活</td><td>資産・収入</td><td colspan="2">社会生活</td></tr>
<tr><td>☐ 識別番号<br>☐ 氏　　名<br>☐ 性　　別<br>☐ 生年月日・年齢<br>☐ 住所・電話番号<br>☐ 本籍・国籍<br>☐ 続　　柄<br>☐ その他（　　）</td><td>☐ 親族関係<br>☐ 婚姻歴<br>☐ 家族状況<br>☐ 居住状況<br>☐ 趣味・嗜好<br>☐ その他（　　）</td><td>☐ 資産状況<br>☐ 収入状況<br>☐ 納税状況<br>☐ 取引状況<br>☐ 公的扶助<br>☐ その他（　　）</td><td colspan="2">☐ 職業・職歴<br>☐ 学業・学歴<br>☐ 資　　格<br>☐ 地　　位<br>☐ 賞　　罰<br>☐ 成績・評価<br>☐ 所属団体<br>☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">センシティブ情報</td><td colspan="2" rowspan="2">センシティブ情報の収集の根拠</td></tr>
<tr><td>思想・信条・宗教</td><td>心身に関する事項</td><td>社会的差別の要因</td></tr>
<tr><td>☐ 思想・信条<br>☐ 宗教</td><td>☐ 健康状態・病歴<br>☐ 障　　害<br>☐ 身体状況</td><td>☐ 犯罪歴<br>☐ 人種・民族<br>☐ その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</td><td colspan="2">☐ 法令・他の条例<br>（名称：　　）<br>☐ その他業務に必要不可欠である理由<br>（　　）</td></tr>
<tr><td>6　主な収集先</td><td>☐ 本　人</td><td colspan="2">☐ 本人以外<br>☐ 市（　　課）<br>☐ 国・府・他の官公庁<br>☐ 私人・民間団体<br>☐ その他（収集先：　　）</td><td colspan="2">本人以外からの収集の根拠<br>個人情報保護規程<br>第５条第　　号該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7　目的外の利用･提供の状況</td><td rowspan="2">☐ なし<br>☐ あり</td><td>情報を利用している場合、その情報の保有部署（指定管理者内の他部署）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">目的外の利用・提供の根拠<br>個人情報保護規程<br>第６条第　　号該当</td></tr>
<tr><td>情報を提供している場合、その情報の外部への提供先</td><td colspan="2">☐ 市（　　課）<br>☐ 国・府・他の官公庁<br>☐ 私人・民間団体<br>☐ その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">8　主な施設文書等</td><td colspan="3">文書等の名称</td><td colspan="2">記録媒体等</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">備考欄</td></tr>
</table>